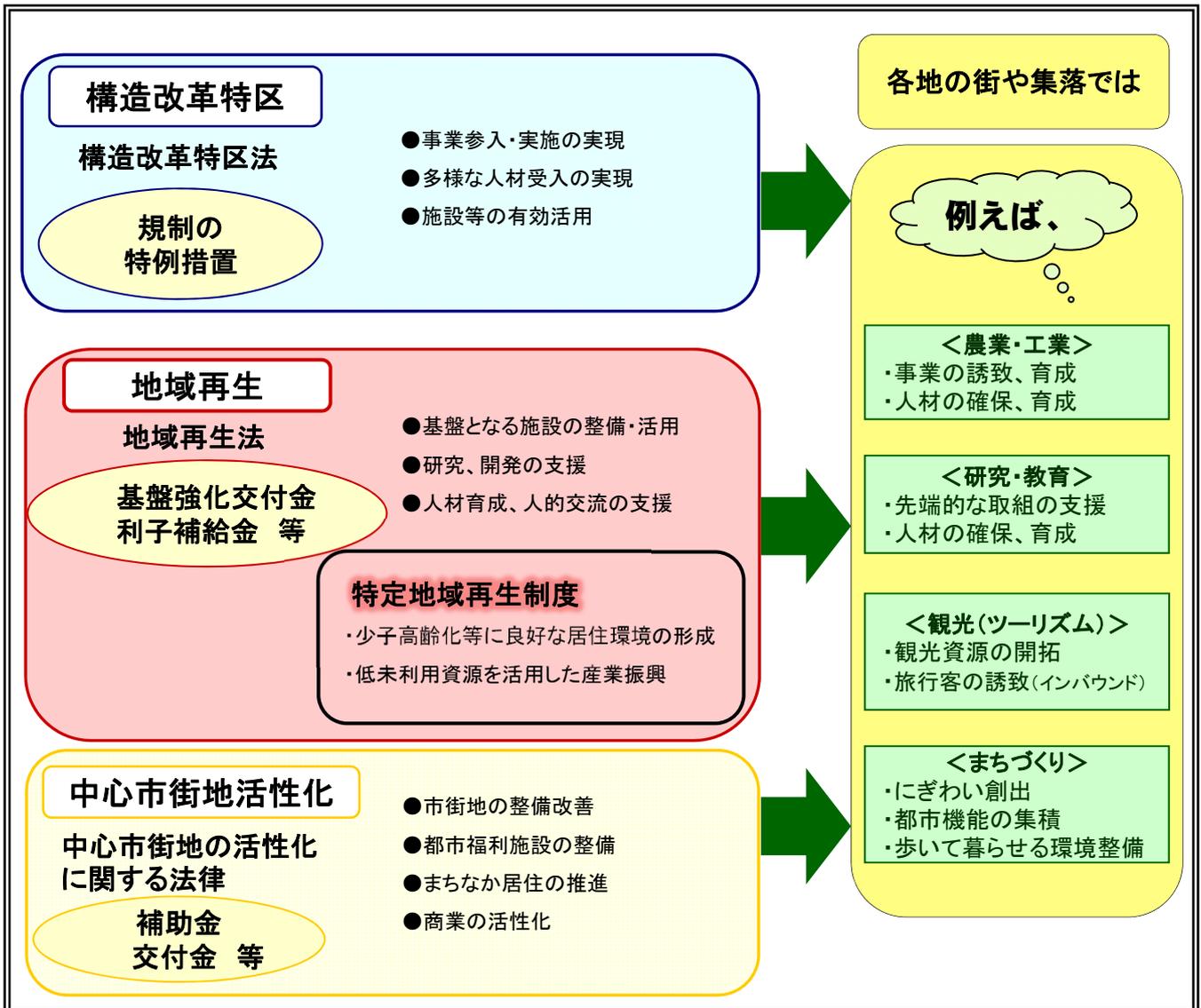


## VI 地域再生制度等との連携について

構造改革を進め、地域を活性化させるためには、特区制度による規制改革と、地域再生制度をはじめとする他の地域活性化策を併せて活用すると一層効果的です。



### 認定

構造改革特区制度の規制の特例措置と併せて、地域再生制度や中心市街地活性化制度の支援措置等を活用する場合、これらの措置を記載した計画を作成の上、一括して認定を申請することができます。

## 特定地域再生制度

特定地域再生制度は、少子高齢化への対応など全国の地域に共通する重要な政策課題について、国が「特定政策課題」として設定して、その解決に取り組む地域を重点的かつ総合的に支援する制度です。

### 特定政策課題

#### ○地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成

- ・居住者の少子高齢化等が進む市街地において、保健・医療、介護・福祉、子育て等のサービスを一体的に整備・提供するまちづくり。
- ・居住者の高齢化等が進む郊外住宅団地における生活環境の維持・向上。
- ・居住者の少子高齢化と人口減少が同時並行的に進む中山間地域や農山漁村地域における地域活力の維持・向上。

#### ○地域における未利用・低利用の資源を有効に活用した産業の振興

- ・地域における農林水産物等の有効利用による6次産業化や観光・健康等の他分野との連携を通じた地域活力の向上。
- ・地域に賦存する再生可能エネルギーの活用による事業の創出とともに、省エネルギー対策等を一体的に行うエコタウンの推進。

### 特定地域再生制度との一体的活用に対する支援

#### ○構造改革特区制度

地方公共団体等の取組を妨げているような国の規制について、地域を限定して、これらの規制を改革する制度

#### ○特定地域再生制度

地域の少子高齢化対策・低未利用資源の有効活用という政策課題に取り組む地域に対し、国として重点的に支援する制度

#### ○両制度連携の意義

特定地域再生事業の推進に当たっては、構造改革特区制度による規制の特例措置を併せて適用すること(両制度の連携)により、一層の事業効果の発現、さらに先駆的な取組の他地域への波及を期待

#### ○両制度を活用する事業への支援

地方公共団体において、特定地域再生事業と規制の特例措置について、全体をパッケージとして検討されたものに対して、以下の支援を実施

支援1

#### ○規制の特例措置

特定地域再生計画の認定申請と併せて提案された「新たな規制の特例措置」にあつては、関係府省庁と地方公共団体が協議する場を設け、重点的に関係府省庁との調整を実施します。

支援2

#### ○特定地域再生事業費補助金

併せて活用する規制の特例措置の内容を加味して選定します。

特定地域再生制度・特定政策課題については、地域再生本部ホームページをご覧ください

【地域再生本部ホームページはこちらから】 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html>